

法人協会ニュース

※下記研修会を「第9回総会・夏季セミナー」（6月12～13日）に併せて同会場にて開催します！

■農業法人経営管理能力向上支援活動「第1回中央研修会」の開催について

すでに総会のご案内FAX等でお知らせしておりますが、上記事業にもとづく第1回中央研修会を開催します。実践的で有益な研修会です。皆様のご参加を何とぞよろしくお願い致します。

- 日 時：平成15年6月13日（金）
13：30～15：30
- 場 所：東京・浅草／浅草ビューホテル（祥雲1の間）

○研修内容

- (1) 「農業法人の会計と税務について」
- (2) 農業法人決算書から見た経営上の課題
講師：森 剛一氏（本協会顧問税理士）
渡辺喜代司氏（税理士）

■第9回総会・夏季セミナーのスケジュール

- 6月12日（木）
13：30～14：50 「第9回総会」
15：00～17：00 「農業法人シンポジウム」
17：15～19：15 「農業法人交流交歓会」
- 6月13日（金）
9：30～12：00 「農業法人セミナー」

*委任状を含め、みなさんの総会への参加をお待ちしております！

■会員の澤浦さんがテレビ出演

澤浦彰治さん（ぐんま農業法人協会会長・グリーンリーフ（株）代表取締役社長）がニュース番組に出演されます。番組では農業の現状や新しい可能性などについて取り上げるそうです。ぜひチャンネルを合わせてみてください。

番組名：「世の中ガブッと」（テレビ東京系列）
放送日時：5月25日（日）18：30～19：00

「AgriBusiness 経営塾」149号

2003年5月22日発行

発行：
社団法人 日本農業法人協会
東京都港区虎ノ門1-25-5
虎ノ門34MTビル
〒105-0001

Tel：03-5156-0365
Fax：03-5156-0366
E-mail：hojin@nca.or.jp
HP：http://www.hojin.or.jp/

経営塾

AgriBusiness

No.149

ness

労務講座 ②

労働者災害補償保険法
について（11）
＜特別加入制度＞

メンターネットワーク
社会保険労務士
小森谷一恵

前回（142号）は、労働基準法上労働者として認められない者が労働者災害補償保険法に加入できる制度―特別加入の制度について、3つの種類と加入要件についてご説明しました。今回は特別加入者が受けられる労災保険給付と特別加入者の保険料額についてお話ししましょう。

特別加入制度

●特別加入者の労災保険給付

療養（補償）給付、休業（補償）給付、障害（補償）給付、遺族（補償）給付、葬祭料（葬祭給付）、傷病（補償）年金、介護（補償）給付について、一般の労働者と同様に支給されます。但し、特別給付を算定基礎とする特別支給金（○特別年金、○特別一時金）は支給されません。また、次のように業務上外の認定、通勤災害の取り扱いなど多少の相違点があります。

① 中小事業主等

……第1種特別加入者

原則として特別加入申請書に記載された業務又は作業の内容を基礎として、厚生労働省労働基準局長が定める基準に基づいて、業務上外の認定がなされます。株主総会や役員会に出席するといった事業主本来の業務遂行上の災害については、保険給付の対象から除外されます。

② 一人親方等

……第2種特別加入者

作業に直接附帯しない行為については業務外となります。例えば、建設業の一人親方が自宅の補修を行う場合、個人タクシー営業者が家族を一定場所まで送る行為、銀行に融資を受けるために赴く行為などは除外されます。また、次の者については、住居と就労の場所との間の往復の実態が不明確なので、通勤災害は適用されません。

③ 海外派遣者

……第3種特別加入者

業務災害、通勤災害とも国内の一般労働者に準じて取り扱われます。

●給付基礎日額と保険料額

一般労働者について、休業（補償）給付、障害（補償）給付、遺族（補償）給付などの現金給付を行う場合は、実際に支払われた賃金総額から算定した給付基礎日額により、その額を決定します。一方、特別加入者の給付基礎日額は、あらかじめ、加入時

に20000円～35000円（～20000円）のなかから、特別加入者の希望する額を考慮して所轄都道府県労働局長が定められます。保険料額についても、あらかじめ定められた給付基礎日額に応じた保険料算定基礎額にそれぞれの保険料率を乗じて算出します。

① 中小事業主等

……第1種特別加入者の保険料

保険料額

|| 保険料算定基礎額

× 第1種特別加入保険料率

（中小事業主等が行う事業にかかる労災保険率）

② 一人親方等

……第2種特別加入者の保険料

保険料額

|| 保険料算定基礎額

× 第2種特別加入保険料率
（最高千分の51～最低千分の4の11段階）

③ 海外派遣者

……第3種特別加入者の保険料

保険料額

|| 保険料算定基礎額

× 千分の5

給付基礎日額	保険料算定基礎額	
20,000円	7,300,000円	
18,000円	6,570,000円	
16,000円	5,840,000円	
14,000円	5,110,000円	
12,000円	4,380,000円	
10,000円	3,650,000円	
9,000円	3,285,000円	
8,000円	2,920,000円	
7,000円	2,555,000円	
6,000円	2,190,000円	
5,000円	1,825,000円	
4,000円	1,460,000円	
3,500円	1,277,500円	
3,000円	1,095,000円	第2種特別加入者のうち
2,500円	912,500円	家内労働者又は補助者に
2,000円	730,000円	のみ適用される。